

令和3年度（2021年度）特別支援教育取組の方向

特別支援教育課

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して

障がいのある者とない者が共に支え合う共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。

学校においては、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導の充実に努める。また、障がいのある子供たちの学びの場の選択状況等を踏まえ、交流及び共同学習の充実はもとより、多様な学びの場の間で、教育課程の円滑な接続による学びの連続性の実現を図る。

1 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の徹底

- (1) 発達障がいを含めて障がいにより特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において、ユニバーサルデザインの視点に基づいた誰もが分かりやすい授業の実現に努める。
- (2) 授業等におけるICTの積極的な活用により、障がいの特性や発達段階等に応じた指導の充実を図るとともに、障がいによる困難さを補い、生活を豊かにするための情報活用能力を育成する。
- (3) 子供たちが夢を持ち、一人一人に応じた社会的・職業的自立を実現する力を主体的に身に付けるために、キャリア教育の充実を図る。
- (4) 障がいのある子供と障がいのない子供の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく力を育むため、交流及び共同学習の継続・充実を図る。

2 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

- (1) 「段階的な支援体制」(別紙参照)に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図り、就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるようとする。
- (2) 進級や進学等に際しては、「個別の教育支援計画の作成・活用・引き継ぎに係るガイドライン」に基づいて「個別の教育支援計画」を活用した確実な引き継ぎにより、合理的配慮の提供とともに、適切な指導及び必要な支援を行う。
- (3) 特別支援学校等と関係機関が連携し、企業等への理解・啓発を図り、就職希望者の就職率及び定着率の向上を目指す。

3 教職員の特別支援教育に係る資質と専門性の向上

- (1) 全ての教職員が、障がいの特性等に関する理解と指導方法の工夫等に努めるとともに、豊かな人権感覚を持って適切な指導及び必要な支援ができるよう、計画的・組織的な研修を実施する。
- (2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導を担当する教員においては、「特別支援学級担当者指導力向上研修」等により、特に自立活動の指導の充実を図る。
- (3) 特別支援学校の教員においては、多様な実態の子供一人一人の心身の発達段階等を把握し、各教科等や自立活動の指導等に反映できる知識・技能を習得するとともに、保護者及び学校内外の専門家等と連携して専門性の向上に努める。